

高齢者部分休業に係る給与の取扱いについて(案)

1 趣旨

定年引き上げに伴い実施する高齢者部分休業制度について、給与上の取扱いを定める。

2 給与の取扱い

高齢者部分休業をした期間については、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

その他詳細については、別紙のとおり。

3 適用時期

令和5年4月1日

1 給与の減額

(1) 給与の支払い

高齢者部分休業をした期間については、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(2) 減額方法

給料月額及び給料月額に対する地域手当額から減額すべき給与額（勤務1時間当たりの給与額に高齢者部分休業を取得した時間数を乗じて得た額）を減じる。

(3) 勤務1時間当たりの給与額の算出方法

通常の算出基礎である給料月額、給料月額に対する地域手当、初任給調整手当、特勤手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当に加え、管理職手当、教職調整額を算入して算出する。

2 昇給

高齢者部分休業をした期間については、抑制の対象としない。

3 期末・勤勉手当

(1) 期末手当

支給期間中に取得した高齢者部分休業の合計時間数を、7時間45分をもって1日と換算した上で、その3分の1に相当する期間を支給割合における欠勤等日数として取扱う。

(2) 勤勉手当

支給期間中に取得した高齢者部分休業の合計時間数を、7時間45分をもって1日と換算した上で、その3分の2に相当する期間を支給割合における欠勤等日数として取扱う。

4 退職手当

(1) 基本額

高齢者部分休業をした期間の2分の1に相当する期間を在職期間から除算する。

(2) 調整額

高齢者部分休業をした期間の2分の1に相当する期間を除算月数としてポイントの調整を行う。